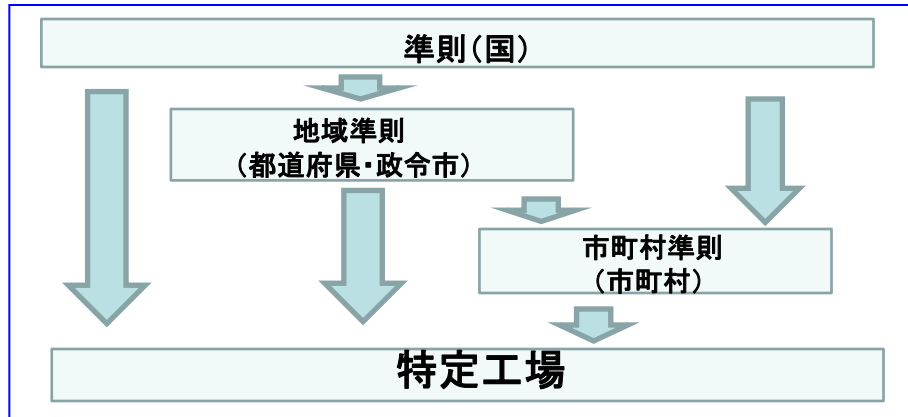


総合特別区域法案における 工場立地法の特例措置の概要

参考資料1

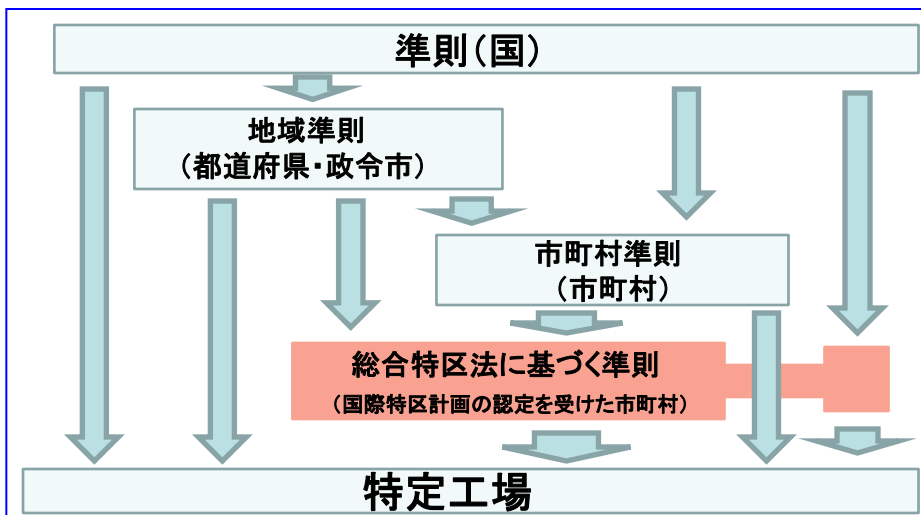
現行制度



○工場立地法では、一定規模以上の特定工場が工場立地を行う際に、国が定める準則(緑地面積率等の基準)又は、国が定める基準の範囲内で都道府県等が条例で定める地域準則(地域ごとに定める緑地面積率等の基準)を遵守することとされている。

○また、工場立地法の特例措置として、企業立地促進法に基づく一定の手続を経た場合には、緑地面積率等について、市町村が工場立地法の準則に代えて適用できる準則を、国の基準の範囲内で条例で定めることができる。

特例措置



○国際戦略総合特別区域としてのポテンシャルのある地域における工場等の新增設を促進する観点から、**特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を国際戦略総合特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、**現行制度(工場立地法及び企業立地促進法)の下で定められている準則に代えて適用できる**準則を、当該国際戦略総合特区の認定を得た市町村の条例により、地域の判断で自由に定めることが可能となる。**